

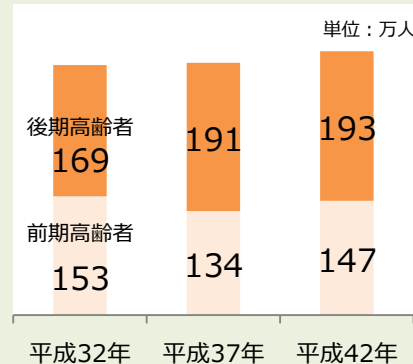
高齢者保健福祉計画とは

- 「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」とを都における「高齢者の総合的・基本的計画」として一体的に策定。
- 計画期間は平成30～32年度の3年間。中長期的には、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据える。
- 同時策定・改定となる「東京都保健医療計画」、「東京都障害者計画・障害福祉計画」、「東京都地域福祉支援計画」と整合性を確保。

都における高齢者の状況

① 高齢者人口の増加

- 平成32年には、後期高齢者が前期高齢者を上回る
- 平成42年には、4人に1人が高齢者（高齢化率24.3%）



② 高齢者単独・夫婦世帯の増加

- 高齢者単独世帯
約74万世帯（平成27年） ⇒ 約89万世帯（平成37年）
- 高齢者夫婦世帯
約56万世帯（平成27年） ⇒ 約62万世帯（平成37年）

③ 認知症高齢者の増加

- 何らかの認知症の症状がある高齢者
約41万人（平成28年） ⇒ 約56万人（平成37年）

介護保険制度の主な改正点

★ **地域包括ケアシステムの深化・推進**

① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組（地域マネジメント）の推進

- 保険者はデータに基づいて地域課題を分析し、自立支援・介護予防・重度化防止の取組内容・目標を計画へ位置付け
- 上記取組に対して、都道府県による区市町村への支援内容・目標を計画へ位置付け
- 客観的な指標による実績評価、財政的インセンティブの付与

② 医療・介護の連携の推進

- 医療計画と介護保険事業計画等を一体的に作成
- 病床の機能分化や介護医療連携の推進に伴い、地域で暮らす高齢者に適切な在宅医療や介護サービスを提供する体制を整備

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 地域住民や多様な主体が参加し、世代や分野を横断
- 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創る社会

～ 第7期計画の理念 ～ 「地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京」

- ✓ 平成37年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期に引き続き各分野にて重点的に取組を推進
- ✓ 地域の実情に即した展開、分野横断的な施策と取組、多様な主体の参加と協働を横軸の視点に展開

計画の具体的な展開

① 介護保険制度の円滑・適正な運営と区市町村への支援

- **【新規】** 自立支援等に取り組む区市町村への支援の取組と目標の設定
 - 検討中の具体例
 - ・介護予防推進支援センターによる通いの場づくりの支援
 - ・研修等による生活支援コーディネーターの配置支援
- **【新規】** 介護給付費適正化に取り組む区市町村への支援の取組と目標の設定

② 介護サービス基盤の整備

- **【拡充】** 在宅生活を支える各種サービスを充実させるとともに、高齢者の多様なニーズに応じた施設や住まいを確保

事項	平成28年度末	平成37年度末の目標値
特養	45,916人分	検討中
老健	21,125人分	
GH	10,260人分	
サ付き等	18,653戸	2万8千戸
- 特養、老健、GH、サ付き住宅等の平成37年の整備目標を記載
- **【新規】** 都有地を活用した社会福祉施設の建替え促進

③ 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

- 「高齢者の居住安定確保プラン」（平成27～32年度）との調和
- **【拡充】** 住宅セーフティネット法改正に伴う空き家等を活用した高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進

④ 介護人材対策の推進

- 平成37年の介護職員の需給推計を記載
- **【新規】** 若年層・高齢者等に向けた人材確保対策の充実
- **【拡充】** キャリアパスの導入や介護職員の宿舍借り上げ等、勤務環境改善に取り組む事業者への支援の強化
- **【新規】** 介護職員の負担軽減に資するICTや次世代介護機器の活用支援
- **【新規】** 地域の特色を踏まえた人材確保に取り組む区市町村を支援

⑤ 在宅療養の推進

- 次期「東京都保健医療計画」（平成30～35年度）との整合性を確保
- **【拡充】** 区市町村の在宅医療・介護連携推進事業に対する広域的支援
- **【拡充】** 訪問看護STや看護小規模多機能型に対する支援体制の強化

⑥ 認知症対策の総合的な推進

- 「新オレンジプラン」に基づく施策の推進
- **【拡充】** 認知症支援推進センターによる島しょ地域支援等の充実

⑦ 介護予防の推進と支え合う地域づくり

- **【拡充】** 地域包括支援センターの機能強化
- 介護予防推進支援センターによる区市町村支援の強化
- **【拡充】** 地域づくりに向けた生活支援コーディネーターへの支援

スケジュール

11月	12月	1月	2月	3月
○ 第3回起草委員会（15日） （中間のまとめ案）	○ 第3回策定委員会（11日） （中間のまとめ案） ○ 【国】 介護給付費分科会 基本的な考え方とりまとめ （基準：上旬、報酬：上中旬）	○ 第4回策定委員会（16日） （中間のまとめ案） ○ 【国】 介護給付費分科会答申 （基準・報酬：中旬以降） ○ パブコメ（下旬～2週間）	○ 介護人材需給推計、 サービス見込量の集計 ○ 第5回策定委員会（23日） （最終案）	○ 計画策定・公表（下旬）